

明治廿六年

留學生日野資考留學延期之件

外務省

6-0356

0054

明治六年八月廿二日接受 主官 政務局

公才三十三号

宮内省留學生ノ件

宮内省留學生伯爵日野資秀留學延期ニ關スル
宮内大臣宛本官書信一通封入差進下旨送轉送取
成文此段申進下教具

明治廿六年七月十四日 特命全權公使河瀬直道
外務大臣陸奥宗光殿



在英國日本公使館

在英國日本公使館

6-0356

0055



日六傳九員廿九日發受 主營 政務局

文第 三三〇八

別紙在英國河瀬全權公使宛公言一
書披紙之儘差出此間近便ヲ以人
古轉在松本及以信及由依於也
以信廿六年九月廿九日

宮内大臣吉野嘉久元

外務大臣陸奥宗光殿

宮内省

江戸川

6-0356

0056

二十六年十月四日

明治二十六年十月四日起草
同 年 八 月 四 日 發 遣

義

主任

以 初 旨

(天覽)

次官

送第一五四號

宮内大臣高野正元殿

外務大臣陸奥宗光

在英京官邸閣抄伯爵日野資家伯爵延致

之件有向願心使(一)按封行通致送于本日後

外務省

見一

口ノハ依願ニ就承知也 右按封行ニ成例
 日野資家伯爵延致ノ旨 閣内復送シ得
 之件有向願心使(一)按封行通致送于本日後
 後ハ概テ多事六月代ハ白送兵二二匹ノ下
 進免道 在英京官邸閣抄伯爵日野資家伯爵延致
 之件有向願心使(一)按封行通致送于本日後
 閣内復送シ得

9

右文件閣
 宮内大臣高野正元殿
 外務大臣陸奥宗光
 送第一五四號
 以初旨
 主任
 義

6-0356

0057

日 起 草
日 發 遣

主任

義



外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務省

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

外務大臣 陸奥宗光

右文件は、初、河瀬公使が、披露行は、

宮内省に、照会せられたる、右披露信は、河

瀬公使に、送附され、本件は、送附され、

送附され、本件は、送附され、

送附され、本件は、送附され、

送附され、本件は、送附され、

送附され、本件は、送附され、

送附され、本件は、送附され、

6-0356

0058